# 審　査　基　準

令和７年11月28日作成

| |
|---|
| 法　　令　　名：風営適正化法 |
| 根　拠　条　項：第３１条の２３において準用する第９条第１項 |
| 処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認 |
| 原権者（委任先）：島根県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：<br>法第３１条の２３において準用する第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第３１条の２３において準用する第４条第２項第１号（構造及び設備の技術上の基準）、第３１条の２３において準用する第９条第２項（承認の基準）<br>添付書類府令第１７条において準用する第１条第１号～第３号（変更承認申請書の添付書類）<br>規則第１条（変更承認申請書の提出）、第７５条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第８７条（変更の承認の申請） |
| 審　査　基　準： |
| 標 準 処 理 期 間：別紙のとおり |
| 申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係） |
| 問　合　せ　先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031） |
| 備　　考：<br>法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年１１月２８日　警察庁生活安全局）第１２の８、第１７の１、第２４の２及び第２７の１を参照すること。 |

別紙

標 準 処 理 期 間：
　営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、申請に係る営業所の実態調査を行った日から１０日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を目安として定める。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。